

信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会 第1回総会



行こう。それぞれの頂へ。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

日時：令和8年6月15日(月)
午後1時30分～
場所：すわっチャオ

信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会 第1回総会 次第

日 時:令和8年6月15日(月)

午後1時30分から

場 所:すわっチャオ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会委員等の変更について

報告第2号 開催準備経過について

4 議 事

議案第1号 信州やまなみ国スポ
諏訪市開催基本方針(案)について

議案第2号 信州やまなみ国スポ
諏訪市実行委員会令和8年度事業計画(案)について

議案第3号 信州やまなみ国スポ
諏訪市実行委員会令和8年度収支予算(案)について

議案第4号 信州やまなみ国スポ
諏訪市実行委員会総会から常任委員会へ委任事項(案)について

5 その他

今後のスケジュールについて

6 閉 会

信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会名簿

【会長】1名

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
1	市関係	諏訪市	市長	金子 ゆかり

【副会長】4名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
2	市関係	諏訪市	副市長	後藤 慎二
3	市関係	諏訪市教育委員会	教育長	三輪 晋一
4	市議会関係	諏訪市議会	議長	牛山 正
5	スポーツ関係	諏訪市スポーツ協会	会長	佐久 秀幸

【常任委員】33名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
6	市議会関係	諏訪市議会	副議長	横山 真
7	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	委員長	小山 博子
8	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	委員長	牛山 実弦
9	行政関係	諏訪警察署	署長	新井 斉
10	行政関係	諏訪広域消防本部	消防長	上原 昭司
11	スポーツ・競技関係	長野県セーリング連盟	会長	横山 真
12	スポーツ・競技関係	長野県野球協会	会長	深澤 久雄
13	スポーツ・競技関係	長野県軟式野球連盟	会長	深澤 久雄
14	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ協会	副会長	有賀 文夫
15	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ協会	副会長	塩原 晴彦
16	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ推進委員会	会長	太田 直行
17	教育・学校関係	諏訪市小中学校長会	会長	牛越 雅紀
18	教育・学校関係	諏訪二葉高等学校	校長	中島 秀明
19	教育・学校関係	長野県高等学校体育連盟 ヨット専門部	部長	佐々木 俊秀
20	産業・経済関係	諏訪商工会議所	会頭	山谷 恭博
21	産業・経済関係	信州諏訪農業協同組合	代表理事組合長	小平 淳
22	産業・経済関係	諏訪湖漁業協同組合	代表理事組合長	藤森 恵吉
23	宿泊・観光関係	諏訪湖温泉旅館協同組合	理事長	小松 弘人
24	宿泊・観光関係	(一社)諏訪観光協会	会長	佐久 秀幸
25	輸送・交通関係	諏訪地区タクシー事業協同組合	理事長	山谷 恭博
26	輸送・交通関係	(公社)長野県バス協会(南信:伊那バス(株))	南信地区担当	畑 政城
27	医療・福祉関係	(一社)諏訪市医師会	会長	高林 康樹
28	社会・市民団体関係	社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会	会長	宮下 和昭
29	社会・市民団体関係	諏訪湖安全対策警察連絡協議会	会長	横山 真
30	市関係	諏訪市総務部	部長	細野 浩一
31	市関係	諏訪市企画部	部長	前田 孝之
32	市関係	諏訪市健康福祉部	部長	宮坂 吉郎
33	市関係	諏訪市こども未来部	部長	守屋 和則
34	市関係	諏訪市経済部	部長	寺島 和雄
35	市関係	諏訪市教育委員会事務局	次長	小林 純子
36	市関係	諏訪市市民環境部	部長	大舘 弘子
37	市関係	諏訪市建設水道部	部長	金子 昌史
38	市関係	諏訪市議会事務局	局長	松木 史江

【監事】2名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
39	市関係	諏訪市監査委員	代表監査委員	三井 安雄
40	市関係	諏訪市	会計管理者	太田 努

【委員】32名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
41	行政関係	長野県諏訪地域振興局	局長	山口 恭子
42	行政関係	長野県諏訪保健福祉事務所	所長	小林 良清
43	行政関係	長野県諏訪建設事務所	所長	木下 英樹
44	スポーツ・競技関係	諏訪市セーリング協会	理事長	増田 純二
45	スポーツ・競技関係	長野県軟式野球連盟南信支部連合会諏訪支部	会長	牛山 喜勝
46	スポーツ・競技関係	長野県セーリング連盟	理事長	笠原 賢一
47	スポーツ・競技関係	長野県軟式野球連盟	理事長	北島 公一
48	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ少年団	本部長	五味 善夫
49	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ推進委員会	副会長	坂本 由美子
50	スポーツ・競技関係	諏訪市スポーツ推進委員会	副会長	進藤 久美
51	教育・学校関係	日本赤十字社 諏訪赤十字看護専門学校	学校長	久島 英雄
52	教育・学校関係	長野県福祉大学校	学校長	血脇 秀明
53	教育・学校関係	学校法人 エスイー学園	常務理事	米窪 雅弘
54	産業・経済関係	諏訪市水道温泉事業協同組合	理事長	濱 隆幸
55	産業・経済関係	諏訪市下水道指定工事店協会	協会長	金子 正義
56	産業・経済関係	諏訪建設労働組合	組合長	岡崎 広幸
57	産業・経済関係	諏訪市建設業協会	協会長	両角 博行
58	宿泊・観光関係	諏訪食品衛生協会	会長	千田 忠司
59	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社長野支社上諏訪駅	駅長	箱山 真樹
60	輸送・交通関係	中日本高速道路株式会社 松本保全サービスセンター	所長	青柳 雄馬
61	医療・福祉関係	諏訪市歯科医師会	会長	小口 俊和
62	医療・福祉関係	諏訪薬剤師会	会長	古屋 真一
63	医療・福祉関係	(公社)長野県看護協会 諏訪支部	副支部長	小山 泰仙
64	警備・消防関係	諏訪広域消防本部諏訪消防署	署長	玉置 淳
65	警備・消防関係	諏訪市消防団	団長	小池 敏彦
66	警備・消防関係	諏訪交通安全協会諏訪支部	副支部長	平林 正臣
67	社会・市民団体関係	諏訪市老人クラブ連合会	会長	藤森 順一
68	社会・市民団体関係	(公社)諏訪圏青年会議所	理事長	北原 悠二郎
69	社会・市民団体関係	諏訪市PTA連合会	会長	長谷 亮祐
70	社会・市民団体関係	諏訪市島崎一区	区長(補佐)	藤森 保吉
71	社会・市民団体関係	諏訪市島崎二区	区長	増田 大道
72	社会・市民団体関係	諏訪市文出区	区長	小泉 公夫

【顧問】16名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
73	県議会関係	長野県議会	議員	宮下 克彦
74	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	議員	大津 学
75	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	議員	吉澤 美樹郎
76	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	議員	小泉 正幸
77	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	議員	高木 智子
78	市議会関係	諏訪市議会 総務産業委員会	議員	伊藤 浩平
79	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	藤森 綾子

80	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	近藤 一美
81	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	森山 博美
82	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	藤森 靖明
83	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	岩波 万佐巳
84	市議会関係	諏訪市議会 社会文教委員会	議員	井上 登
85	市関係	諏訪市教育委員会	委員	岩波 健一
86	市関係	諏訪市教育委員会	委員	玉本 広人
87	市関係	諏訪市教育委員会	委員	今井 みどり
88	市関係	諏訪市教育委員会	委員	松木 祐基子

【参与】12名

No.	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏名
89	報道関係	信濃毎日新聞社 諏訪支社	支社長	高森 元子
90	報道関係	(株)諏訪市民新聞社	支社長	両角 俊介
91	報道関係	(株)長野日報社	代表取締役社長	村上 智仙
92	報道関係	読売新聞 東京本社諏訪支局	支局長	笹森 春樹
93	報道関係	中日新聞 飯田支局	支局長	比護 正史
94	報道関係	エルシーブイ(株)	代表取締役社長	武居 賢次朗
95	報道関係	信越放送株式会社	常務取締役	水澤 文一
96	報道関係	日本放送協会長野放送局	局長	
97	報道関係	株式会社 長野放送	代表取締役社長	須垣 有司
98	報道関係	株式会社 テレビ信州	報道制作局長	篠原 弘和
99	報道関係	時事通信社 中南信支局	支局長	唐沢 匡紀
100	報道関係	長野朝日放送	放送制作部長	箱田 博正

信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第2項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、諏訪市教育委員会事務局国スポ推進室に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局係員

2 事務局の職員は、別表2に掲げる諏訪市職員をもって充てる。

3 事務局の職員は、信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

4 会長は、特に必要があると認めたときは、諏訪市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括するものとし、会長が民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。また、事務局長の命を受け、事務局の事務の統括に当たる。

3 事務局係員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(服務)

第6条 事務局職員の服務については、諏訪市職員服務規程（昭和36年諏訪市訓令第13号）を準用する。

第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会の招集に関する事。
- (2) 総会に付すべき事項に関する事。
- (3) 実行委員会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関する事。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関する事。

(専決事項等)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、諏訪市事務専決及び代決規程（昭和60年諏訪市訓令第2号）を準用する。この場合において、副市長及び部長の区分は事務局長の決裁事項とし、それ以外の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書取扱

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は「諏国ス実」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編集し、諏訪市文書管理規程（平成14年諏訪市訓令第4号）を準用し、保存しなければならない。

- 2 会則第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を諏訪市へ引き継ぐものとする。

第4章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第13条 この章の定めるもののほか、公印の取扱いについて、諏訪市の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第14条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として諏訪市の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(出納閉鎖)

第19条 毎会計年度の出納は、当該年度の3月末日をもって閉鎖する。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、諏訪市財務規則（昭和55年諏訪市規則第1号）を準用する。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

- | |
|---------------------------------|
| (1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。 |
| (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。 |
| (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 |
| (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 |
| (5) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。 |

別表 2（第 4 条関係）

事務局長	諏訪市教育委員会事務局	教育次長
事務局次長	諏訪市教育委員会事務局	国スポ推進室長
事務局係員	諏訪市教育委員会事務局	国スポ推進室員

別表 3（第 1 2 条関係）

公印の種類	ひな型	形状	寸法	書体																								
信州やまなみ 国スポーツ訪市 実行委員会会 長	<table><tr><td>信</td><td>国</td><td>実</td><td>会</td></tr><tr><td>州</td><td>ス</td><td>行</td><td></td></tr><tr><td>や</td><td>ポ</td><td>委</td><td>長</td></tr><tr><td>ま</td><td>諏</td><td>員</td><td>之</td></tr><tr><td>な</td><td>訪</td><td>会</td><td>印</td></tr><tr><td>み</td><td>市</td><td></td><td></td></tr></table>	信	国	実	会	州	ス	行		や	ポ	委	長	ま	諏	員	之	な	訪	会	印	み	市			正方形	24 ³ / ₄ 角	隷書
信	国	実	会																									
州	ス	行																										
や	ポ	委	長																									
ま	諏	員	之																									
な	訪	会	印																									
み	市																											

【信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会事務局（諏訪市教育委員会事務局 国スポ推進室）】

職員名

事務局長	小林 純子	
事務局次長	酒井 泰史	
係 長	寺尾 一秀	
係 員	藤森 孝昭	藤澤 健悟
	宮坂 俊輔	今井 純子

連絡先

〒392-8511 諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所4階
 電話:050-3669-9916 FAX:0266-53-8299
 E-mail:kokuspo@city.suwa.lg.jp

信州やまなみ国スポ 諏訪市開催基本方針(案)

1 基本方針

第82回国民スポーツ大会では、市民、関係機関・団体、行政が協働して大会の運営を行い、全国各地から訪れる人々を『おもてなしの心』でお迎えし、年齢・性別にかかわらず、スポーツの『楽しさ』や『感動』を共有できる大会を目指します。

また、本大会を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツの普及と振興の発展に寄与するとともに、『誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ』づくりを推進し、本市の恵まれた自然環境や歴史・産業・文化といった魅力を発信できる絶好の機会と捉え、本市が目指す将来都市像である『魅力の架け橋 高原湖畔都市～シゼンとヒトがつながる、すわ。～』の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1)スポーツで諏訪市を元気にする大会

スポーツを『観る』『関わる』ことにより、市民一人ひとりがスポーツに関心を持ち、スポーツの魅力を共有することで、心身の健康づくりのきっかけとなる大会を目指します。

(2)諏訪市の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる全ての方々を心のこもった『おもてなし』でお迎えし、歴史や文化、食など本市の魅力を全国に発信し、地域の活性化につながる大会を目指します。

(3)生涯スポーツの推進につなげる大会

国民スポーツ大会を契機として、スポーツが持つ意義や関心を高め、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ推進につながる大会を目指します。

議案第2号

信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会 令和8年度事業計画(案)

信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会の令和8年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

(1)総会

・第1回総会(令和8年6月15日)

(2)常任委員会

(3)専門委員会

2 開催準備事務の推進

(1)専門委員会の設立

(2)広報・啓発活動等の推進

(3)各種調査への対応

(4)その他競技会の開催準備に必要な業務の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1)長野県国スポ・全障スポ大会局との連絡調整

(2)諏訪市の開催競技に係る各競技団体等との連絡調整

4 先催地の開催準備に係る調査・研究

(1)第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ)の視察【青森県】

(2)第81回国民スポーツ大会(日本のひなた宮崎国スポ)リハーサル大会の視察

【宮崎県】

(3)先催市の開催・準備状況の情報収集等

議案第3号

信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会
令和8年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
負 担 金	4,438	諏訪市負担金
補 助 金	1,152	市町村施設整備費補助金 会場設営設計業務委託(セーリング・軟式野球)
諸 収 入	1	預金利息等
合 計	5,591	

2 支出の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
総 務 費(A)	631	
会 議 費	322	総会開催経費
事務局費	309	消耗品費、備品購入費、賃借料・使用料 等
開催推進費(B)	4,960	
調 査 費	671	リハ大会、本大会視察・報告会、中央競技団体会議
広報啓発費	985	広報啓発物品等作成
委 託 費	3,300	会場設営設計業務委託(セーリング・軟式野球)
公 課 費	4	収入印紙
合 計	5,591	

議案第4号

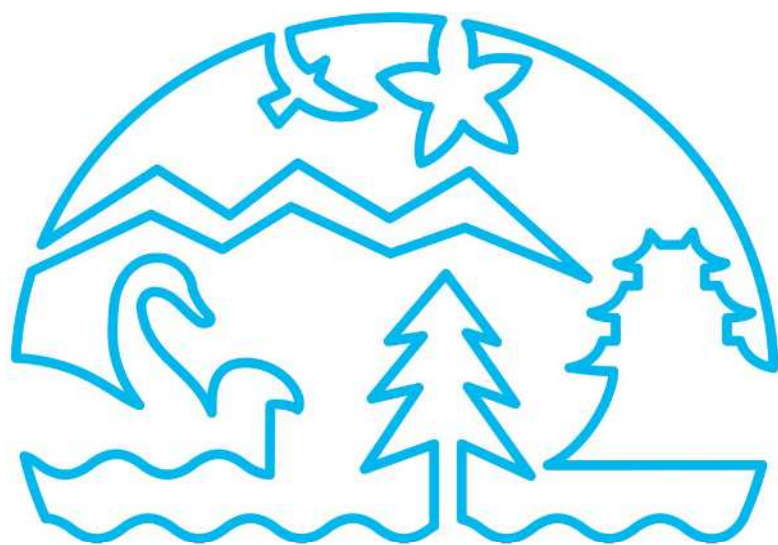
信州やまなみ国スポ 諏訪市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項(案)

信州やまなみ国スポ諏訪市実行委員会会則第11条第6項第1号の規定に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

1. 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
2. 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
3. 宿泊、医事及び環境、衛生に関すること。
4. 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
5. 広報及び市民運動に関すること。
6. その他会務に必要な事項に関すること。

第82回国民スポーツ大会開催に向けた今後のスケジュール

年度	主要日程	諏訪市実行委員会	諏訪市・実施本部
令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県	開催内定		スポーツ課で 事務担当
令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県			スポーツ課 国スポ担当者配置
令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県	開催決定・会期決定	実行委員会設立	スポーツ課 国スポ担当係設置
令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県		○第1回総会 R8.6.15 ○常任委員会開催 ○各専門員会開催 R8.11月～12月頃	国スポ推進室設置 実施本部設置 R8.8.19 予定
令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県	国民スポーツ大会リハーサル大会開催		
令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催		
		解散総会 (令和11年3月)	



Suwa City

シゼンとヒトがつながる、すわ。